

**地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案（仮称）について**

## I. 改正の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の一部が平成 27 年 4 月 1 日又は平成 27 年 10 月 1 日から施行され、
  - ・ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（地域医療構想関係）、
  - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（保険者協議会関係）
  - ・ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）（看護師等の届出関係）等が改正される。
- 本省令案は、医療介護総合確保推進法の一部が平成 27 年 4 月 1 日又は平成 27 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、以下に掲げる厚生労働省関係省令について、所要の規定の整備等を行うものである。

## II. 改正の内容

### 1. 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正（地域医療構想関係）

#### (1) 構想区域の設定に関する基準

- 新医療法（医療介護総合確保推進法第 4 条の規定による改正後の医療法をいう。以下同じ。）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する「厚生労働省令で定める基準」は、同項第 10 号に規定する区域（二次医療圏）を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

#### (2) 将来の病床数の必要量の算定方法

- 新医療法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号イの「厚生労働省令で定めるところ」として、病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量は、構想区域ごとに、当該構想区域の病床の機能区分ごとの医療需要（当該構想区域の性別及び年齢階級別将来推計人口に当該構想区域の病床の機能区分ごとの性別及び年齢階級別入院受療率を乗じて得た数の合計数）について当該構想区域と他の構想区域との間で増減を調整した上で、当該病床の機能区分に係る病床稼働率で除したものとすること。

- この場合において、

- ① 高度急性期機能に係る性別及び年齢階級別入院受療率は、医療資源投入量（患者に対して行われた診療行為を、診療報酬の出来高点数で換算したもの。以下同じ。）が救命救急病棟や ICU、HCU に加え、一般病棟等で実施するような重症者に対する診療密度が高い治療から一般的な標準治療へ移行する段階に相当する点数（※ 1）以上の医療を受ける患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の延べ人数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数、

- ② 急性期機能に係る性別及び年齢階級別入院受療率は、医療資源投入量が①の点数未満であり、かつ、急性期における治療が終了し、医療資源投入量が一定程度落ち着いた段階に相当する点数（※2）以上の医療を受ける患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の延べ人数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数、
- ③ 回復期機能に係る性別及び年齢階級別入院受療率は、医療資源投入量が②の点数未満であり、かつ、在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションの密度に相当する点数（※3）以上の医療を受ける患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の延べ人数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

とすること。

- ※1 当該段階における患者に対して行われる診療行為の例（例えば、非侵襲的人工呼吸器＋心エコー・心電図＋観血的肺動脈圧測定＋胸部レントゲン＋点滴管理＋薬剤＋血液検査など）を参考に、具体的な点数を規定する予定。
- ※2 DPCの入院期間Ⅱ及び入院期間Ⅲにおける全疾患の平均医療資源投入量を入院期間Ⅱ及び入院期間Ⅲのそれぞれの患者数で加重平均したものに、NDBのレセプトデータも加えて補正したものを参考に、具体的な点数を規定する予定。
- ※3 当該段階における患者に対して行われる診療行為の例（例えば、補液＋点滴管理＋ドレーンなど）を参考に、具体的な点数を規定する予定。

（注）上記の性別及び年齢階級別入院受療率の推計は、当該構想区域の患者に係るDPCデータやNDBのレセプトデータに基づいて行う。

- また、慢性期機能に係る性別及び年齢階級別入院受療率については、療養病床に入院する患者のうち当該構想区域に住所を有する者の数から当該者のうち回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者の数及び医療区分Ⅰの一定割合の患者の数を減じて得た数に、以下の①から②の間で都道府県知事が定める補正率を乗じて得た数に、障害者施設等入院基本料等を算定している患者のうち当該構想区域に住所を有する者の数を加えて得た性別及び年齢階級別の数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数とすること。

- ① 都道府県単位の療養病床入院受療率（※）の全国最小値を当該構想区域の療養病床入院受療率（※）で除した数
- ② 都道府県単位の療養病床入院受療率（※）の全国最大値を全国中央値（都道府県単位）に低下させる割合を、当該構想区域の療養病床入院受療率（※）と都道府県単位の療養病床入院受療率（※）の全国最小値の差に乗じて得た数に、都道府県単位の療養病床入院受療率（※）の全国最小値を加えて得た数

- ※ 療養病床に入院する患者のうち当該都道府県の区域又は当該構想区域に住所を有する者の数から当該者のうち回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者の数及び医療区分Ⅰの一定割合の患者の数を減じて得た性別及び年齢階級別の数を、当該都道府県の区域又は当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数の合計数（入院受療率）に、性別及び年齢階級別人口で調整を行ったもの

(3) その他の地域医療構想に定める事項

- 新医療法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号ロの「厚生労働省令で定める事項」は、構想区域における将来の居宅等における医療の必要量とすること。

(4) 病床機能報告の公表

- 新医療法第 30 条の 13 第 4 項の「厚生労働省令で定めるところ」として、都道府県知事は、病院等の管理者から報告された事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法により公開しなければならないこと。

(5) 地域医療構想達成のための措置

- 新医療法第 7 条第 5 項の「厚生労働省令で定める条件」は、申請に係る病床において、当該構想区域における既存の病床数が、地域医療構想において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達していない病床の機能区分に係る医療を提供することとすること。
- 新医療法第 30 条の 15 第 1 項の「厚生労働省令で定める場合」は、病床報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とすること。
- 新医療法第 30 条の 15 第 1 項の「厚生労働省令で定める事項」は、①当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由、②当該基準日後病床機能の具体的な内容とすること。
- 新医療法第 30 条の 15 第 4 項の「厚生労働省令で定めるとき」は、①協議の場における協議が調わないとき、②都道府県知事から求めがあった報告病院等の開設者又は管理者が協議の場に参加しないこと等により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認められるときとすること。
- 新医療法第 30 条の 16 第 1 項の「厚生労働省令で定めるとき」は、①協議の場における協議が調わないとき、②都道府県知事から求めがあった報告病院等の開設者又は管理者が協議の場に参加しないこと等により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認められるとき、③協議の場において協議が調った事項を関係者が履行しないときとすること。

(6) その他所要の改正

2. 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正（保険者協議会関係）

- 医療介護総合確保推進法第 18 条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第 157 条の 2 第 2 項第 3 号の「厚生労働省令で定める事項」は、①医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況、②特定健康診査及び特定保健指導の実施状況、③医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況とすること。

3. 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成 4 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正（看護師等の届出関係）

- 新看護師人材確保法（医療介護総合確保推進法第 21 条の規定による改正後の看護師等の

人材確保の促進に関する法律をいう。以下同じ。) 第 16 条の 3 第 1 項の「厚生労働省令で定める場合」は、①病院等を離職した場合、②看護師等の業務に従事しなくなった場合 (①の場合を除く。)、③看護師等の免許を受けた後、看護師等の業務に直ちに従事する見込みがない場合とすること。

- 新看護師人材確保法第 16 条の 3 第 1 項の「厚生労働省令で定める事項」は、①氏名、生年月日及び住所、②電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報、③看護師等の籍の登録番号及び登録年月日、④就業に関する状況とすること。
- 新看護師人材確保法第 16 条の 3 第 1 項の「厚生労働省令で定めるところ」として、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとすること。
- 新看護師人材確保法第 16 条の 3 第 3 項の「厚生労働省令で定める者」は、看護師等の学校養成所の設置者とすること。
- 新看護師人材確保法第 16 条の 5 第 1 項の「厚生労働省令で定める者」は、都道府県ナースセンターの業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として同センターが認める者とすること。

#### 4. その他所要の改正

<根拠条文>

- ・ 医療法第 7 条の 5、第 30 条の 4 第 2 項第 7 号、第 30 条の 13、第 30 条の 15 第 1 項及び第 4 項、第 30 条の 16 第 1 項
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律第 157 条の 2 第 2 項第 3 号
- ・ 看護師等の人材確保の促進に関する法律第 16 条の 3 第 1 項及び第 2 項 等

### **Ⅲ. 施行期日**

医療介護総合確保推進法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日 (平成 27 年 4 月 1 日) 又は同条第 4 号に掲げる施行の日 (平成 27 年 10 月 1 日)